

令和3年度 第3回 政策調整会議 会議録②

-
- ◆開催日時：令和3年7月14日（水） 10：40～11：00
 - ◆開催場所：第2委員会室
 - ◆出席委員：堤副市長、戎井副市長、大下教育長、西川総合政策部長、残総務部長、寺本財務部長、牟田生涯学習部長
-

◆審議事項

- ・岸和田市・高石市埋蔵文化財事務における令和4年度からの共同処理の開始について
・・・・・・・・・・郷土文化課⇒承認
-

◆審議概要

『岸和田市・高石市埋蔵文化財事務における令和4年度からの共同処理の開始について』

〈説明者〉西村郷土文化課長、瀬尾担当長

◎付議依頼書に基づき説明

◎説明後、質疑応答

〈堤副市長〉広域連携は、国や大阪府からの補助金があり、大阪府としても広域連携を推進しているところなので、泉州地域の中心部という位置的なメリットや豊富な資源を活かし、これからも進められたい。規約（案）の第4条、第6条、協定書（案）の第1条に関して、会計処理については明確にしておくように。

〈財務部長〉高石市において、今回委託される発掘調査業務に関して年次的な計画はあるか。

〈瀬尾担当長〉ない。個人住宅や店舗の開設に伴う緊急調査を念頭においた連携になると考えている。

〈財務部長〉付議依頼書別紙に記載されている取組の効果を表す指標は、過去の実績を基に設定しているのか。

〈瀬尾担当長〉過去3年間を基に算出した数字を記載している。

〈財務部長〉大阪府市町村振興補助金について、広域連携に係り、事務委託の受託団体の場合、760万円×5年とのことだが、令和2年度は740万円であった。大阪府の予算によって変動するため、概ねの金額であり、5年間というのも保証はないことを留意されたい。また、この補助金は、決算処理上、今回の事務の関係経費の特定財源に充てるという処理は行わない。補助金を全て充当すると明言すると決算と齟齬が生じるため注意されたい。

〈瀬尾担当長〉760万円は令和元年度の実績であり、5年間は、今の段階で大阪府に確認をとっている期間である。

〈堤副市長〉資料にも見込みであることは書かれているが、併せて、「（令和元年度ベース）」といった文言を追記しておくように。

- 〈教 育 長〉説明の中で、「これにより文化財に関する高石市の権限は消失する」という話があった。規約（案）の第1条で「管理及び執行を岸和田市に委託する」とあり、権限移譲については触れられていないが、高石市での開発に伴う文化財調査は、岸和田市の名と責任において実施され、高石市には責任は及ばないのか。
- 〈瀬尾担当長〉高石市に責任は及ばない。本市の職員が発掘調査を行い、国の補助金も高石市の分も含め、岸和田市名で本市へ直接入ってくることになる。
- 〈教 育 長〉実質上の権限移譲になるという理解でよいか。
- 〈瀬尾担当長〉そうである。
- 〈教 育 長〉議会の理解を得られるよう、丁寧な説明を行うように。
- 〈総 務 部 長〉岸和田市と高石市は地理的には離れているが、今後中長期的に、岸和田市と高石市の間位置する和泉市や泉大津市、忠岡町に働きかけていくようなビジョンはあるか。
- 〈郷土文化課長〉今回の連携について協議する前に、大阪府から近隣市町（和泉市、泉大津市、忠岡町、堺市）に確認したところ、後継者育成等の高石市や岸和田市が持っているような課題がなく、現段階では広域連携を考える状況でないという回答であった。今回の連携成立後に大阪府から府内市町村に周知予定であり、今後参画を希望する市町村が出てくれば、必要に応じ協議することになる。
- 〈総合政策部長〉本案件について、一部修正のうえ政策決定会議に諮ることとしてよいか。

【異議なし】

⇒本件、一部修正のうえ承認し、政策決定会議に付議する。

令和 3 年 7 月 2 日

政策調整会議付議依頼書

依頼者名 生涯学習部長

下記事項について、効果的かつ効率的な市政運営実施のための会議の設置に関する規程第 14 条の規定に基づき、下記のとおり付議を依頼します。

記

付議事項名	岸和田市・高石市埋蔵文化財事務における令和 4 年度からの共同処理の開始について
付議の目的 (ポイントを絞り込んで、簡潔に記載すること。)	高石市と埋蔵文化財事務の共同処理を実施することについて、両市で検討した結果、岸和田市が高石市の埋蔵文化財事務の一部を受託し、事務を処理することで、両市において後継職員が確保され知識技術が継承し、将来にわたる両市の行政水準の維持・向上が可能となり、財政面の効果も得られるという結論に至りました。この結論に基づき共同処理の事務範囲、方法、経費負担等の共同処理実施に係る基本的な事項を定めた規約を定め、令和 4 年 4 月から開始することについてご審議いただくため付議を依頼するものです。
説明者	郷土文化課長 西村久美子 郷土文化課郷土史担当長 瀬尾正人
付議事項の概要	様式別紙に記載(必ず別紙様式をご提出ください。)

付議会議	令和 3年度 第 3回会議
付議事項	岸和田市・高石市埋蔵文化財事務の共同処理の開始について

★取組の目的

対象	岸和田市・高石市埋蔵文化財事務の共同処理の開始
どのような状態を目指す	地方自治法第252条の14に基づき、岸和田市と高石市が協議により規約を定め、高石市から埋蔵文化財事務の一部を受託し、令和4年4月から事務を執行する(岸和田市と高石市で事務を共同処理する)ことを目指す。

★総合計画上の位置付け

101030102	基本目標	I-1 生きがいを創造する
↑ここにコードを入力 (コードは「総計体系」を参照)	達成された姿	(3)郷土への愛着心が育まれている
	目指す成果	①郷土の文化がしっかりと引き継がれている
	行政の役割	イ 岸和田の歴史や文化を保存・活用する

★現状と課題

埋蔵文化財事務は、考古学を専攻した職員が従事することが望ましい。高石市においては、担当者(会計年度任用職員)が60代と高齢化しており、後継者を早急に採用する必要があるが、会計年度任用職員の募集を行っても応募者がいない状況が続いている。岸和田市においても、担当者の年齢層の偏りがあり(50代、40代後半)、知識や技術の継承が困難な状況、また、調査件数の減少により調査技術等の向上が困難な状況がある。このような課題を広域行政の手法により解決することを両市で検討した結果、岸和田市が高石市の事務の一部を受託をすることにより、効率的・効果的な人員配置、予算執行が可能となり、将来にわたって両市の事務執行体制・水準を維持することが可能になるとの結論に至った。このため、地方自治法に基づく埋蔵文化財に係る事務の委託に関する規約を、令和3年9月定例会の議決を経て定め、令和4年4月から岸和田市・高石市埋蔵文化財事務の共同処理を開始するものである。

(単位:千円)

実施中の取組及び予定する事項	決算(見込額)		予算額	見込額				
	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
埋蔵文化財事務経費(会計年度任用事務職員人件費含む)				3,177	3,177	3,177	3,177	3,177
事業者への発掘調査業務委託費				8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
広域調整事務消耗品費等				214	214	214	214	214
<p>埋蔵文化財事務経費及び事業者への発掘調査業務委託費は受託事務量に応じて変動する。また受託事務量に応じて、歳入(国費、高石市負担金)も変動する。</p> <p>財源内訳のその他(高石市負担金)には、管理職が行う広域調整事務や予算調整事務に係る人件費も含まれているが、当該経費については、当市が現在本件にかかわらず行っている業務等であり、新たに追加的に発生する経費ではないことから、事業費に計上していない。このため、財源内訳の合計金額(歳入)が事業費(歳出)を上回るようになっていく。</p> <p>なお、本事業の特定財源ではないが、高石市と岸和田市の事務の共同処理が実現した場合、大阪府から岸和田市に対して大阪府市町村振興補助金が別途交付される見込みである(7,600千円/年×5年(令和元年度実績参考))。</p>								
財源内訳	国費			4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
	府費							
	起債							
	一般財源							
	その他(高石市負担金)			12,265	12,265	12,265	12,265	12,265
事業費	計			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
				56,955	11,391	11,391	11,391	11,391
				ng	ng	ng	ng	ng

★当該事項に関連する人員増の必要性*

人員増の必要性		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
有(会計年度任用事務職員)	無	1	0	0	0	0

★取組の効果を表す指標

指標名	単位	R1年度	R2年度	R3年度	目標値				
					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
① 文化財保護法第93条に基づく確認調査・発掘調査(原因者負担)の実施回数	回	8			14	14	14	14	14
② 開発許可申請に係る試掘調査の実施回数	回	1			3	3	3	3	3

※事業費及び人員を確約するものではない。